

【建設工事関連業務（材料費・歩掛調査）用】

入札後審査型一般競争入札公告共通事項

1 入札に付する特記事項

- (1) この公告の業務の入札における入札制度等の適用は、入札後審査型一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札制度等の適用」に掲げるところによる。
- (2) この公告の業務の入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、電子入札システムにより難しい者は、契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県知事に対し、建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の参加資格及び資格審査に関する要領（令和3年4月1日制定）第3条第1項の規定により建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（以下「審査申請書」という。）を提出し、入札に参加する資格を有すると認められた者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）。
- (2) 入札参加申請書の提出の期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 入札に参加しようとする他の者との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (5) 個別事項の表中「(2) 同種又は類似業務の実績」に掲げる業務の履行実績を有する者であること。

(6) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

3 入札参加資格の開札前の確認（以下「事前確認」という。）

(1) この入札に参加を希望する者は、電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で、次の申請書類を契約担当者に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料

(2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

(3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

個別事項の表中「申請書類の提出期間」に掲げる期間

イ 提出方法

(1)の申請書類は、電子入札システムにより、入札書と併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、8(5)に掲げる場所へ、(1)の申請書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

(4) 事前確認の日時

個別事項の表中「事前確認の日時」に掲げる日時

(5) 事前確認の方法

事前確認は、(3)アの期間内に(1)の申請書類が不備なく提出されているかどうかを確認する。

(6) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。

なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした

者も同様とする。

4 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

個別事項の表中「入札説明書の掲載期間」に掲げる期間

(2) 掲載場所

個別事項の表中「掲載場所」に掲げる場所

(3) 仕様書等の貸与及び閲覧

仕様書、図面及び数量計算書については、個別事項の表中「仕様書等の貸与期間」に掲げる期間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答を記載した書面は、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間」に掲げる期間において、入札情報公開システムにより公表する。

5 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間

(2) 開札の日時

個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時

(3) 開札の場所

個別事項の表中「開札場所」に掲げる場所

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、(1)の期間内に8(5)に掲げる場所へ持参又は郵送により提出すること。

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

ウ この公告の業務の予定価格が500万円を超え、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定。）第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出」に掲げる期限までに、入札説明書に定めるところの資料を8（5）に掲げる場所へ持参して提出すること。

6 落札者の決定方法

（1） 開札後は、落札者の決定を保留し、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で

【予定価格500万円以下の場合】

愛媛県業務委託最低制限価格制度実施要綱（令和4年6月1日制定。）第3条第1項に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）に対して、次の追加資料の提出を求めるので、電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により、8（5）に掲げる場所へ、別途指定する日時までに速やかに提出すること。提出がなかった場合は、会計規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。

【予定価格500万円超の場合】

最低価格入札者に対して、次の追加資料の提出を求めるので、電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により、8（5）に掲げる場所へ、別途指定する日時までに速やかに提出すること。提出がなかった場合は、会計規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。なお、最低価格入札者が行った入札が会計規則第133条の2第2項の規定による調査の対象である場合は、必要に応じて最低価格入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めることがある。

ア 2（5）の同種又は類似の業務の実績を証する書類

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

（2） 最低価格入札者から提出された3（1）の申請書類及び（1）の

追加資料の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最低価格入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最低価格入札者を落札者と決定して審査を終了する。なお、最低価格入札者が2者以上あるときは、追加資料の提出を求める前に当該入札者にくじを引かせて最低価格入札者として審査を行う順位を決定する。

最低価格入札者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行う。

ただし、この公告の業務の予定価格が500万円を超え、最低価格入札者が行った入札が、低入札価格調査の対象である場合であって、最低価格入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めたときは、当該入札参加者についても審査を行えるものとする。

また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(3) (2)の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者(3(1)の申請書類及び(1)の追加資料が不備であった場合も含む。)が行った入札については、会計規則第139条に基づき入札を無効とする。

(4) 落札者の決定は、原則として、個別事項の表中「落札者の決定の期限」に掲げる期限までに行う。ただし、この公告の業務の予定価格が500万円を超え、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。

(5) 落札者が決定した場合は、直ちにすべての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

7 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 3(6)又は6(3)において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。

(2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。こ

の場合、個別事項の表中「入札参加資格を認められなかった理由の説明要求期限」に掲げる期限までに8（5）に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送により提出しなければならない。

- (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、個別事項の表中「説明要求に対する回答期限」に掲げる期限までに、書面により行う。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、会計規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、6（2）に掲げる審査の結果、会計規則第154条の規定に該当すると認められた場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び3（1）の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げるとおり。

(6) 仕様書の貸与、閲覧に供する場所

個別事項の表中「仕様書等の貸与、閲覧に供する場所」に掲げるとおり。

(7) 前払金・部分払いの支払条件

個別事項の表中「支払条件」に掲げるとおり。

(8) 業務委託費内訳書の提出

個別事項の表中「業務委託費内訳書」に掲げるとおり。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。